

第10章 出願人・特許権者の救済手続の見直し

1. 改正の必要性

(1) 従来 of 制度

① 外国語書面出願の翻訳文の提出

外国語書面出願（外国語で作成された特許出願）の出願人は、出願日（優先権を主張したものにあっては、第一国出願の日）から1年2月以内に、明細書等の日本語による翻訳文を特許庁に提出しなければならない（特許法第36条の2第2項本文）、当該期間内に翻訳文の提出がなかった場合には、当該期間の経過により、その出願は取り下げられたものとみなされ（特許法第36条の2第3項）、当該期間経過後の救済手続は設けられていない。

② 外国語特許出願の翻訳文の提出

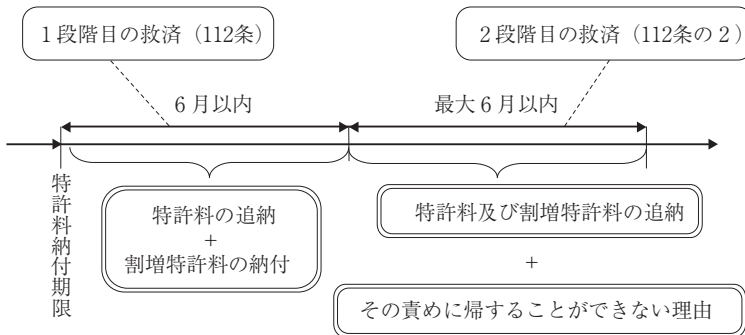
外国語特許出願の出願人は、国際出願の日（優先権を主張したものにあっては、第一国出願の日）から原則2年6月（国内書面提出期間）以内に、国際出願の明細書等の日本語による翻訳文を特許庁に提出しなければならない（特許法第184条の4第1項本文、特許協力条約（Patent Cooperation Treaty、以下「PCT」）という。）第22条(1)、当該期間内に翻訳文の提出がなかった場合には、当該期間の経過により、その外国語特許出願は取り下げられたものとみなされ（特許法第184条の4第3項、PCT第24条(1)(iii)、当該期間についても期間経過後の救済手続は設けられていない。

③ 特許料の追納

設定登録された特許権を維持するためには、各年の納付期限までに特許料を納付しなければならないが、納付期限徒過により特許権は消滅するが、その場合に

は2段階の救済手続が設けられている。すなわち、納付期限の経過後6月以内であれば、特許料を追納しそれと同額の割増特許料を納付することにより特許権を維持することができ（特許法第112条第1項及び第2項）、その期限をも徒過した場合は、それが、特許権者の責めに帰することができない理由による場合に限り、理由がなくなった日から14日以内（期間経過後6月以内）に、特許料及び割増特許料を追納することにより特許権の回復が認められる（特許法第112条の2第1項）。

[従来の制度における特許料の追納の概要図]



(2) 改正の必要性

① 外国語書面出願及び外国語特許出願の翻訳文の提出について

外国語書面出願及び外国語特許出願の翻訳文提出期間を徒過した場合について、諸外国では救済手続が設けられ、一定の救済が図られている一方、我が国では一切救済手続が設けられていないことから、救済手続の導入に対して強いニーズが存在している。また、国際調和の観点から、諸外国の制度との不均衡についても指摘を受けている。このような状況にあって、より一層のユーザーの利便性の向上を図り、我が国における知的財産の保護及び活用を促進する観点から、外国語書面出願及び外国語特許出願の翻訳文提出期間徒過について新たに救済手続を導入する必要がある。

② 特許料の追納について

特許料の追納期間を徒過した場合について、2段階目の救済における「その責めに帰することができない理由」という回復の要件は、民事訴訟法の追完の規定（民事訴訟法第97条第1項）に倣って極めて厳格に解されており、平成6年の本規定導入後、これまでに同条の規定により特許権の回復が認められた事例は皆無である。国際調和の観点から、我が国の救済は実態において厳格すぎるとの指摘を受けており、このような世界的なすう勢に鑑みて、救済の要件を緩和する方向での改正が必要である。

2. 改正の概要

上記手続について手続期間を徒過した場合の救済手続を整備する改正を行い、救済の要件は特許法条約（Patent Law Treaty、以下「PLT」という。）⁴²の規定に従った。具体的には、外国語書面出願及び外国語特許出願の翻訳文の提出（特許法第36条の2及び同法第184条の4）について、期間徒過に「正当な理由」があったときは、期間経過後1年以内であって理由がなくなってから2月以内であれば、救済手続による翻訳文の提出を認めることとした。

また、特許料の追納（特許法第112条の2）について、救済を認める要件を従来の「その責めに帰することができない理由」から「正当な理由」に緩和する

42 各国により異なる国内出願手続の統一等による出願人の負担軽減を図ること、及び一定の要件の下、手続期間の徒過による特許権の失効を回復することで出願人の救済を図ること等を目的として、2000年6月に採択され、2005年4月に発効した国際条約。2011年10月現在、28か国が加盟している（いわゆる先進国では、フランス、英国、スイス、オーストラリアといった国々が加盟している。）が、日本、米国、欧州特許庁（EPO）を含む主要国・機関の多くは未加盟である。しかしながら、PLT未加盟国であっても、「指定期間徒過後の救済」や「権利の回復」といったPLTの主な項目への対応がなされて手続面での制度調和が進んでおり、特にEPOは、PLTには未加盟であるものの、PLTに準拠した形で欧州特許条約（EPC）を改正し（改正欧州特許条約（EPC2000）、2007年11月採択、同年12月発効）、ユーザーに対してPLTに加盟したときと同様の利益を与えている。

とともに、救済手続が可能な期間を上記翻訳文提出の救済手続と揃える形で拡大した。

3. 改正条文の解説

(1) 翻訳文の提出期間徒過の救済手続の創設

◆特許法第36条の2

第三十六条の二 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定により取り下げられたものとみなされた特許出願の出願人は、第二項に規定する期間内に当該翻訳文を提出することができなかつたことについて正当な理由があるときは、その理由がなくなつた日から二月以内で同項に規定する期間の経過後一年以内に限り、同項に規定する外国語書面及び外国語要約書面の翻訳文を特許庁長官に提出することができる。

5 前項の規定により提出された翻訳文は、第二項に規定する期間が満了する時に特許庁長官に提出されたものとみなす。

6 第二項に規定する外国語書面の翻訳文は前条第二項の規定により願書に添付して提出した明細書、特許請求の範囲及び図面と、第二項に規定する外国語要約書面の翻訳文は同条第二項の規定により願書に添付して提出した要約書とみなす。

① 翻訳文の提出に関する救済手続 (第4項)

(i) 救済を認める要件について

PLT 第12条(1)⁴³は、加盟国に対し、手続期間を徒過した場合の救済を認める要件として「Due Care (いわゆる『相当な注意』)を払っていた」又は、「Unintentional (いわゆる『故意ではない』)であった」のいずれかを選択す

ることを認めている。「Unintentional」を採用すると救済の幅が広がり過ぎる懸念があるが、諸外国の立法例においては、「Due Care」が比較的低額な手数料と組み合わされているのに対し、「Unintentional」を比較的高額な手数料と組み合わせることで、制度の濫用を防ぎ、真に救済が必要なもののみが救済されるよう配慮しているようである⁴⁴。

我が国においては、既存の救済手続がこれまで手数料を徴収していないことから、今回の救済手続についても手数料は無料とすることとし、それを前提に第三者の監視負担に配慮しつつ実効的な救済を確保できる要件として、「Due Care」を採用することとした。そして、具体的な条文の文言は、行政事件訴訟法第14条第1項等の規定に倣い、「その責めに帰することができない理由」に比して緩やかな要件である「翻訳文を提出することができなかつたことについて正当な理由があるとき」とした。

(ii) 救済手続を認める期間について

PLT 規則第13(2)⁴⁵は、救済手続を認める期間について少なくとも「理由がなくなった日から2月以内(期間経過後1年以内)」という期間を規定している。PCTにおいて規定する権利の回復⁴⁶などにおいても同様の期間が採用されていることからすると、この期間が、時期的要件に関し実質的な救済を図

43 PLT 第12条(1) (仮訳)

締約国は、官庁に対する手続上の行為のための期間を出願人又は権利者が満たさなかつた場合であつて、その不遵守が直接的な結果として出願又は特許に関する権利の喪失を引き起こした場合は、以下を条件として、官庁は、当該出願又は特許に関する出願人又は権利者の権利を回復することを規定する。

(i)~(iii) 略

(iv) 期間の不遵守が、状況に応じた相当な注意を払つたにもかかわらずに発生したものであること、又は締約国の選択により、その遅延が故意ではなかつたことを官庁が認可すること。

44 米国では、「Unavoidable」(PLT 上の「Due Care」に相当)の場合と「Unintentional」の場合の二つの救済が設けられており、その手数料は前者では\$540であるのに対し、後者では\$1,620である(米国特許法施行規則 § 1.17(1)及び(m))。

るに足る水準としての国際的コンセンサスを得ているということができ、またユーザーニーズを満足するものであると考えられる。よって、我が国も新たに救済手続を導入するにあたり、この期間に従うこととした。

② 救済手続による翻訳文提出の効果（第5項）

救済手続による外国語書面の翻訳文の提出があった外国語書面出願が、本来の提出期間内に翻訳文が提出された外国語書面出願と同様に特許庁に係属していることを明確にするため、第5項において、当該翻訳文は、第2項に規定する期間が満了する時に提出されたものとみなす旨を規定した。翻訳文の提出時期を「第二項に規定する期間が満了する時」とするのは、本来の提出期間内に翻訳文が提出された場合との衡平から、救済手続による翻訳文は当該期間内で最も遅い時期に提出されたものとするためである。

◆特許法第184条の4

（外国語でされた国際特許出願の翻訳文）

第百八十四条の四 外国語でされた国際特許出願（以下「外国語特許出願」という。）の出願人は、条約第二条(xi)の優先日（以下「優先日」という。）から二年六月（以下「国内書面提出期間」という。）以内に、前条第一項に規定する国際出願日（以下「国際出願日」という。）における条約第三

45 PLT 規則第13(2) (仮訳)

申請をするための期間及び要件を満たすための期間は、第12条(1)(ii)に基づき、以下のいずれかの期間のうち、どちらか早く満了する方とする。

- (i) 当該行為のための期間を満たせなかった原因が取り除かれた日から少なくとも2箇月、
- (ii) 当該行為のための期間の満了日から少なくとも12箇月、或いは存続のための料金の不払いにかかる申請については、パリ条約第5条の2に基づく猶予期間が満了した日から少なくとも12箇月。

46 PCT 規則第49.6

条(2)に規定する明細書、請求の範囲、図面（図面の中の説明に限る。以下この条において同じ。）及び要約の日本語による翻訳文を、特許庁長官に提出しなければならない。ただし、国内書面提出期間の満了前二月から満了の日までの間に次条第一項に規定する書面を提出した外国語特許出願（当該書面の提出の日以前に当該翻訳文を提出したものを除く。）にあつては、当該書面の提出の日から二月（以下「翻訳文提出特例期間」という。）以内に、当該翻訳文を提出することができる。

2 （略）

3 国内書面提出期間（第一項ただし書の外国語特許出願にあつては、翻訳文提出特例期間。以下この条において同じ。）内に第一項に規定する明細書の翻訳文及び前二項に規定する請求の範囲の翻訳文（以下「明細書等翻訳文」という。）の提出がなかつたときは、その国際特許出願は、取り下げられたものとみなす。

4 前項の規定により取り下げられたものとみなされた国際特許出願の出願人は、国内書面提出期間内に当該明細書等翻訳文を提出することができるなかつたことについて正当な理由があるときは、その理由がなくなつた日から二月以内で国内書面提出期間の経過後一年以内に限り、明細書等翻訳文並びに第一項に規定する図面及び要約の翻訳文を特許庁長官に提出することができる。

5 前項の規定により提出された翻訳文は、国内書面提出期間が満了する時に特許庁長官に提出されたものとみなす。

6・7 （略）

① 翻訳文の提出に関する救済手続（第4項）

上記外国語書面出願の翻訳文提出の救済手続と同様、外国語特許出願の翻訳文提出についても、PLT 第12条の「権利の回復」に整合した救済手続を導入するために、救済を認める要件を「正当な理由」とし、救済を認める期間を「その理由がなくなつた日から二月以内で期間の経過後一年以内」とした。

② 救済手続による翻訳文提出の効果（第5項）

救済手続による翻訳文の提出があった外国語特許出願が、本来の提出期間内に翻訳文が提出された外国語特許出願と同様に特許庁に係属していることを明確にするため、第5項において、当該翻訳文は、国内書面提出期間が満了する時に提出されたものとみなす旨を規定した。翻訳文の提出時期を「国内書面提出期間が満了する時」とするのは、国内書面提出期間内に翻訳文が提出された場合との衡平から、救済手続による翻訳文は当該期間内で最も遅い時期に提出されたものとするためである。

【関連する改正事項】

◆特許法第184条の9

（国内公表等）

第百八十四条の九 特許庁長官は、第百八十四条の四第一項又は第四項の規定により翻訳文が提出された外国語特許出願について、特許掲載公報の発行をしたものを除き、国内書面提出期間（同条第一項ただし書の外国語特許出願にあつては、翻訳文提出特例期間。以下この項において同じ。）の経過後（国内書面提出期間内に出願人から出願審査の請求があつた国際特許出願であつて条約第二十一条に規定する国際公開（以下「国際公開」という。）がされているものについては出願審査の請求の後、第百八十四条の四第四項の規定により明細書等翻訳文が提出された外国語特許出願については当該明細書等翻訳文の提出の後）、遅滞なく、国内公表をしなければならない。

2～7 （略）

救済手続により提出された外国語特許出願の翻訳文は、第184条の4第5項の規定により、国内書面提出期間満了時に提出されたものとみなされる。しかし、現実に翻訳文が提出される日は、国内書面提出期間満了日から最大で1年

を経過していることから、国内公表が可能となる時期は、必然的に国内書面提出期間満了の日よりも大幅に遅れることとなり、「国内書面提出期間の経過後、遅滞なく」国内公表を行うことは困難である。

そこで、第1項の括弧書において、救済手続によって翻訳文が提出された外国語特許出願については、当該翻訳文が現実に提出された後、遅滞なく国内公表すべき旨を規定することとした。

◆特許法第184条の11

(在外者の特許管理人の特例)

第百八十四条の十一 (略)

2・3 (略)

4 第一項に規定する者が、特許管理人により第百八十四条の四第四項の規定による手続をしたときは、前二項の規定は、適用しない。

救済手続による翻訳文の提出を認めることに伴い、在外者による外国語特許出願において不都合な事態が生じることを避けるため、第4項を新設した。同項が予定するのは、具体的には以下のような場合である。

在外者である外国語特許出願の出願人が、国内処理基準時までの特許管理人によらないで手続をした後に、国内書面提出期間内に翻訳文を提出せず、かつ特許法第184条の11第2項に規定する特許管理人の選任の届出をしなかった場合、翻訳文を提出しないことによるみなし取下げ（特許法第184条の4第3項）と特許管理人の選任の届出を提出しないことによるみなし取下げ（特許法第184条の11第3項）が重疊的に適用される。このような状況で救済手続による翻訳文が提出された場合には、同法第184条の4第3項ただし書により翻訳文提出期間の徒過によるみなし取下げは免れることとなるが、特許管理人の選任の届出の不提出を理由とするみなし取下げの規定の適用は残るため、このままでは実質的な救済が図られないこととなる。さらに、翻訳文の提出と特許管理

人の選任の届出は、国際特許出願が国内段階に入る際の一連の手続であり提出期限も近接しているため、翻訳文の提出期間が遵守できない状況下においては、特許管理人の選任の届出期間を遵守することも困難であると考えられる。

したがって、実効的な救済を図るためには、救済手続による翻訳文が提出された出願については、同法第184条の11第2項及び第3項の規定は適用しないことが適当である。

そこで、同法第184条の11第4項を新たに設け、特許管理人により、同法第184条の4第4項の規定により翻訳文が提出された国際特許出願については、同法第184条の11第2項及び第3項の規定は、適用しない旨を規定することとした。

◆特許法第184条の12

(補正の特例)

第百八十四条の十二 日本語特許出願については第百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第百九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後、外国語特許出願については第百八十四条の四第一項又は第四項及び第百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第百九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後であつて国内処理基準時を経過した後でなければ、第十七条第一項本文の規定にかかわらず、手続の補正（第百八十四条の七第二項及び第百八十四条の八第二項に規定する補正を除く。）をすることができない。

2 外国語特許出願に係る明細書、特許請求の範囲又は図面について補正ができる範囲については、第十七条の二第二項中「第三十六条の二第二項の外国語書面出願」とあるのは「第百八十四条の四第一項の外国語特許出願」と、同条第三項中「願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面（第三十六条の二第二項の外国語書面出願にあつては、同条第六項の規定により明細書、特許請求の範囲及び図面とみなされた同

条第二項に規定する外国語書面の翻訳文(誤訳訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をした場合にあつては、翻訳文又は当該補正後の明細書、特許請求の範囲若しくは図面)。第三十四条の二第一項及び第三十四条の三第一項において同じ。』とあるのは「第百八十四条の四第一項の国際出願日(以下この項において「国際出願日」という。)における第百八十四条の三第二項の国際特許出願(以下この項において「国際特許出願」という。)の明細書若しくは図面(図面の中の説明に限る。)の第百八十四条の四第一項の翻訳文、国際出願日における国際特許出願の請求の範囲の同項の翻訳文(同条第二項又は第六項の規定により千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第十九条(1)の規定に基づく補正後の請求の範囲の翻訳文が提出された場合にあつては、当該翻訳文)又は国際出願日における国際特許出願の図面(図面の中の説明を除く。)(以下この項において「翻訳文等」という。)(誤訳訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をした場合にあつては、翻訳文等又は当該補正後の明細書、特許請求の範囲若しくは図面)」とする。

3 (略)

◆特許法第184条の12の2

(特許原簿への登録の特例)

第百八十四条の十二の二 日本語特許出願については第百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第百九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後、外国語特許出願については第百八十四条の四第一項又は第四項及び第百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第百九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後であつて国内処理基準時を経過した後でなければ、第二十七条第一項第四号の規定にかかわらず、仮専用実施権の登録を受けることができ

ない。

◆特許法第184条の15

(特許出願等に基づく優先権主張の特例)

第百八十四条の十五 (略)

2・3 (略)

4 第四十一条第一項の先の出願が国際特許出願又は実用新案法第四十八条の三第二項の国際実用新案登録出願である場合における第四十一条第一項から第三項まで及び第四十二条第一項の規定の適用については、第四十一条第一項及び第二項中「願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面」とあるのは「第百八十四条の四第一項又は実用新案法第四十八条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、同条第三項中「先の出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面」とあるのは「先の出願の第百八十四条の四第一項又は実用新案法第四十八条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、「について出願公開」とあるのは「について千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開」と、第四十二条第一項中「その出願の日から一年三月を経過した時」とあるのは「第百八十四条の四第六項若しくは実用新案法第四十八条の四第六項の国内処理基準時又は第百八十四条の四第一項若しくは同法第四十八条の四第一項の国際出願日から一年三月を経過した時のいずれか遅い時」とする。

◆特許法第184条の16

(出願の変更の特例)

第百八十四条の十六 実用新案法第四十八条の三第一項又は第四十八条の十六第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願の特許出願への変更については、同法第四十八条の五第四項の日本語実用新案登録出願にあつては同条第一項、同法第四十八条の四第一項の外国語実用新案登録出願にあつては同項又は同条第四項及び同法第四十八条の五第一項の規定による手続をし、かつ、同法第五十四条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後（同法第四十八条の十六第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願については、同項に規定する決定の後）でなければすることができない。

◆特許法第184条の17

（出願審査の請求の時期の制限）

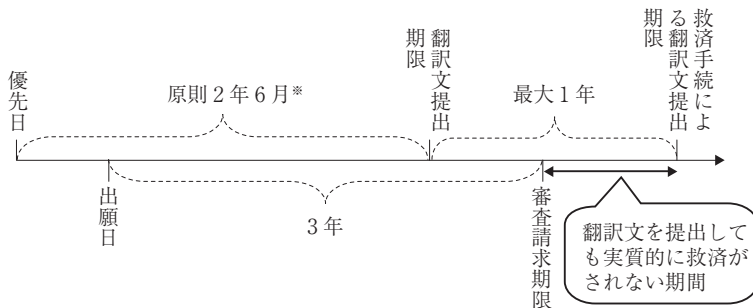
第百八十四条の十七 国際特許出願の出願人は、日本語特許出願にあつては第百八十四条の五第一項、外国語特許出願にあつては第百八十四条の四第一項又は第四項及び第百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第百九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後、国際特許出願の出願人以外の者は、国内書面提出期間（第百八十四条の四第一項ただし書の外国語特許出願にあつては、翻訳文提出特例期間）の経過後でなければ、国際特許出願についての出願審査の請求をすることができない。

外国語特許出願の翻訳文提出に救済手続を導入したことに伴い、翻訳文の提出手続に関する根拠規定として「第百八十四条の四第四項」が加わることとなった。そのため、特許法第184条の12、同法第184条の12の2、同法第184条の15、同法第184条の16、及び同法第184条の17においても、翻訳文の提出手続に関する根拠規定として「第百八十四条の四第四項」を追加した。これによって、例えば、救済手続による翻訳文提出を行う外国語特許出願については、救済手続

による翻訳文の提出を行った後でなければ、出願審査の請求をすることができないことが明確となった。

また、出願審査の請求期間は特許出願の日から3年とされており、当該期間内に出願審査の請求がなかったときはこの特許出願は取り下げられたものとみなされる（特許法第48条の3）。よって、国際出願日から3年を過ぎた後に翻訳文の提出を行っても、当該出願が再び特許庁に係属することはない。

[翻訳文提出の救済手続期間と出願審査の請求期間の関係の概要図]



(備考) ※国内書面提出期間の満了前2月から満了の日までの間に国内書面を提出した場合は国内書面提出の日から2月

◆実用新案法第48条の4

(外国語でされた国際実用新案登録出願の翻訳文)

第四十八条の四 外国語でされた国際実用新案登録出願（以下「外国語実用新案登録出願」という。）の出願人は、条約第二条(xi)の優先日（以下「優先日」という。）から二年六月（以下「国内書面提出期間」という。）以内に、前条第一項に規定する国際出願日（以下「国際出願日」という。）における条約第三条(2)に規定する明細書、請求の範囲、図面（図面の中の説明に限る。以下この条において同じ。）及び要約の日本語による翻訳文を、特許庁長官に提出しなければならない。ただし、国内書面提出

期間の満了前二月から満了の日までの間に次条第一項に規定する書面を提出した外国語実用新案登録出願（当該書面の提出の日以前に当該翻訳文を提出したものを除く。）にあつては、当該書面の提出の日から二月（以下「翻訳文提出特例期間」という。）以内に、当該翻訳文を提出することができる。

2 （略）

3 国内書面提出期間（第一項ただし書の外国語実用新案登録出願にあつては、翻訳文提出特例期間。以下この条において同じ。）内に第一項に規定する明細書の翻訳文及び前二項に規定する請求の範囲の翻訳文（以下「明細書等翻訳文」という。）の提出がなかつたときは、その国際実用新案登録出願は、取り下げられたものとみなす。

4 前項の規定により取り下げられたものとみなされた国際実用新案登録出願の出願人は、国内書面提出期間内に当該明細書等翻訳文を提出することができなかつたことについて正当な理由があるときは、その理由がなくなつた日から二月以内で国内書面提出期間の経過後一年以内に限り、明細書等翻訳文並びに第一項に規定する図面及び要約の翻訳文を特許庁長官に提出することができる。

5 前項の規定により提出された翻訳文は、国内書面提出期間が満了する時に特許庁長官に提出されたものとみなす。

6・7 （略）

(2) 特許料の追納期間徒過の救済要件の緩和

◆特許法第112条の2

（特許料の追納による特許権の回復）

第一百十二条の二 前条第四項若しくは第五項の規定により消滅したものとみなされた特許権又は同条第六項の規定により初めから存在しなかつた

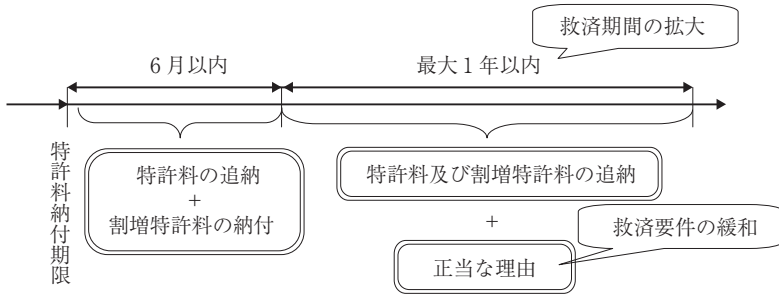
ものとみなされた特許権の原特許権者は、同条第一項の規定により特許料を追納することができる期間内に同条第四項から第六項までに規定する特許料及び割増特許料を納付することができなかつたことについて正当な理由があるときは、その理由がなくなつた日から二月以内でその期間の経過後一年以内に限り、その特許料及び割増特許料を追納することができる。

2 (略)

特許料の追納期間徒過の救済手続を PLT 第12条の「権利の回復」に整合した制度とするため、救済を認める要件について「その責めに帰することができない理由」を緩和し「正当な理由」とした。また、救済手続による納付が可能な期間を拡大し、「その理由がなくなつた日から二月以内でその期間の経過後一年以内」とした。

救済要件を緩和する際に、「その責めに帰することができない理由」から「正当な理由」と改正した例としては、平成16年の行政事件訴訟法の改正（平成16年法律第84号）がある。従来、行政事件訴訟法第14条第1項に規定する出訴期間は不変期間とされ、当事者が「その責めに帰することができない事由」によってこれを遵守できなかった場合に追完が許されている。しかし、これが厳格に解され、追完が認められる事例が非常に限定されていることから、追完を認める範囲を拡大するために「正当な理由」があるときには出訴を認めることとされた。このように、「正当な理由」は「その責めに帰することができない理由」よりも緩やかなものと解されている。

[改正後の特許料の追納の概要図]



【関連する改正事項】

◆実用新案法第33条の2

(登録料の追納による実用新案権の回復)

第三十三条の二 前条第四項の規定により消滅したものとみなされた実用新案権又は同条第五項の規定により初めから存在しなかつたものとみなされた実用新案権の原実用新案権者は、同条第一項の規定により登録料を追納することができる期間内に同条第四項又は第五項に規定する登録料及び割増登録料を納付することができなかつたことについて正当な理由があるときは、その理由がなくなつた日から二月以内でその期間の経過後一年以内に限り、その登録料及び割増登録料を追納することができる。

2 (略)

◆意匠法44条の2

(登録料の追納による意匠権の回復)

第四十四条の二 前条第四項の規定により消滅したものとみなされた意匠権の原意匠権者は、同条第一項の規定により登録料を追納することがで

きる期間内に同条第四項に規定する登録料及び割増登録料を納付することができなかつたことについて正当な理由があるときは、その理由がなくなつた日から二月以内でその期間の経過後一年以内に限り、その登録料及び割増登録料を追納することができる。

2 (略)

(3) 商標法における救済要件の緩和

◆商標法第21条

(商標権の回復)

第二十一条 前条第四項の規定により消滅したものとみなされた商標権の原商標権者は、同条第三項の規定により更新登録の申請をすることができる期間内にその申請ができなかつたことについて正当な理由があるときは、その理由がなくなつた日から二月以内でその期間の経過後六月以内に限り、その申請をすることができる。

2 (略)

◆商標法第65条の3

(防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録)

第六十五条の三 (略)

2 (略)

3 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願をする者は、前項の規定により更新登録の出願をすることができる期間内にその出願ができなかつたことについて正当な理由があるときは、その理由がなくなつた日から二月以内でその期間の経過後六月以内に限り、その出願をすることができる。

4 (略)

◆商標法附則（昭和34年法律第127号）第3条

(書換登録の申請)

第三条 (略)

2 (略)

3 書換登録の申請をすべき者は、前項に規定する期間内にその申請をすることができなかつたことについて正当な理由があるときは、同項の規定にかかわらず、その理由のなくなつた日から二月以内でその期間の経過後六月以内にその申請をすることができる。

改正前においても、特許法における特許権者の救済手続と同様の観点から、商標法においては、存続期間の更新登録申請期間経過後における商標権の回復（商標法第21条）、防護標章登録に基づく権利の存続期間経過後の救済（商標法第65条の3）、書換登録申請期間経過後の救済（商標法附則第3条）及び防護標章登録に基づく権利の書換登録申請期間経過後の救済（商標法附則第23条において準用する附則第3条）が、それぞれ規定されている。これらの規定中、「その責めに帰することができない理由」及び「その理由がなくなつた日から十四日以内」の要件については、特許法と同様、その要件が非常に厳格であつて、実質的な救済が図られていないこと等の理由から、「正当な理由」及び「その理由がなくなつた日から二月以内」にそれぞれ改正した。

しかしながら、所定の期間経過後6月以内とする要件について、改正後の特許法では6月以内を1年以内に改正したが、仮に、商標法においてその期間を1年以内とした場合には、救済の有無によって後願の審査に影響が及ぶ期間が延び、結果として審査の遅延という事態を招きかねず、早期の権利化というユーザーのニーズに応えられない事態になりかねないこと、国際的にも欧米主要国では6月を超える例がないことなどから、特許法に準拠せず、「その期間の経過

後六月以内」とする現行の要件を維持することとした。

4. 施行期日及び経過措置

(1) 施行期日

改正法の公布の日から1年を超えない範囲で政令で定める日（平成23年政令第369号により平成24年4月1日）から施行する（附則第1条）。

(2) 経過措置

◆附則第2条第6項、第17項、第25項

（特許法の一部改正に伴う経過措置）

第二条（略）

2～5（略）

6 新特許法第三十六条の二第四項及び第五項の規定は、この法律の施行の日前に旧特許法第三十六条の二第三項の規定により取り下げられたものとみなされた特許出願には、適用しない。

7～16（略）

17 新特許法第一百十二条の二第一項の規定は、この法律の施行の日以後に新特許法第一百十二条第四項から第六項までの規定により消滅したもの又は初めから存在しなかったものとみなされた特許権について適用し、この法律の施行の日前に旧特許法第一百十二条第四項から第六項までの規定により消滅したもの又は初めから存在しなかったものとみなされた特許権については、なお従前の例による。

18～24（略）

25 新特許法第八十四条の四第四項及び第五項の規定は、この法律の施行の日前に旧特許法第八十四条の四第三項の規定により取り下げられたものとみなされた国際特許出願には、適用しない。

26～27 (略)

◆附則第3条第11項、第17項

(実用新案法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 (略)

2～10 (略)

11 新実用新案法第三十三条の二第一項の規定は、この法律の施行の日以後に新実用新案法第三十三条第四項又は第五項の規定により消滅したものの又は初めから存在しなかったものとみなされた実用新案権について適用し、この法律の施行の日前に旧実用新案法第三十三条第四項又は第五項の規定により消滅したものの又は初めから存在しなかったものとみなされた実用新案権については、なお従前の例による。

12～16 (略)

17 新実用新案法第四十八条の四第四項及び第五項の規定は、この法律の施行の日前に旧実用新案法第四十八条の四第三項の規定により取り下げられたものとみなされた国際実用新案登録出願には、適用しない。

18 (略)

◆附則第4条第8項

(意匠法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 (略)

2～7 (略)

8 新意匠法第四十四条の二第一項の規定は、この法律の施行の日以後に新意匠法第四十四条第四項の規定により消滅したものとみなされた意匠権について適用し、この法律の施行の日前に旧意匠法第四十四条第四項の規定により消滅したものとみなされた意匠権については、なお従前の

例による。

9 (略)

① 翻訳文の提出期間徒過後の救済手続について（第2条第6項及び第25項、第3条第17項）

今回導入する救済手続は、ユーザーの利便性向上を目的としたものであり、改正法施行前にされた特許出願についても、可能な限り新法を適用することが改正の目的に適う。他方、本救済手続は、翻訳文の未提出によりみなし取下げとなった特許出願を回復するものであり、改正法が施行される前に既にみなし取下げとなっている特許出願についてまで回復を認めることは、法的安定性を害し適当ではない。

そこで、改正法の救済規定は、こうした特許出願には適用せず、その施行の際、現に存するもの、すなわち、本来の翻訳文提出期間が満了していないものから適用することとした。

また、国際実用新案登録出願における翻訳文の提出に関しても同様の経過措置を設けることとした。

② 特許料の追納期間徒過後の救済手続について（第2条第17項、第3条第11項、第4条第8項）

上記①と同様の理由から、改正法の救済規定は、改正法施行前に既に失効している特許権には適用せず、その施行の際、現に存するもの、すなわち特許法第112条第1項に規定する追納期間が満了していないものから適用することとした。

また、実用新案法及び意匠法における登録料の追納手続に関しても同様の経過措置を設けることとした。

◆附則第5条第2項、第6項、第7項、第8項、第9項

(商標法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 (略)

2 新商標法第二十一条第一項の規定は、この法律の施行の日以後に新商標法第二十条第四項の規定により消滅したものとみなされた商標権について適用し、この法律の施行の日前に第四条の規定による改正前の商標法(以下「旧商標法」という。)第二十条第四項の規定により消滅したものとみなされた商標権については、なお従前の例による。

3～5 (略)

6 新商標法第六十五条の三第三項の規定は、この法律の施行の日以後に同条第二項に規定する出願の期間を経過する更新登録の出願について適用し、この法律の施行の日前に旧商標法第六十五条の三第二項に規定する出願の期間を経過している更新登録の出願については、なお従前の例による。

7 新商標法附則第三条第三項の規定は、この法律の施行の日以後に同条第二項に規定する申請の期間を経過する書換登録の申請について適用し、この法律の施行の日前に旧商標法附則第三条第二項に規定する申請の期間を経過している書換登録の申請については、なお従前の例による。

8 新商標法附則第二十三条において準用する新商標法附則第三条第三項の規定は、この法律の施行の日以後に新商標法附則第二十三条において準用する新商標法附則第三条第二項に規定する申請の期間を経過する防護標章登録に基づく権利の指定商品の書換登録の申請について適用し、この法律の施行の日前に旧商標法附則第二十三条において準用する旧商標法附則第三条第二項に規定する申請の期間を経過している防護標章登録に基づく権利の指定商品の書換登録の申請については、なお従前の例による。

9 第二項及び第六項から前項までの規定によりなお従前の例によること

とされる手続に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

① 存続期間の更新登録申請、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録出願、書換登録申請及び防護標章登録に基づく権利の書換登録申請についての各期間経過後の救済手続について（第2項、第6～8項）

改正法が施行される前に既に消滅したものとみなされた商標権、更新登録の出願期間を経過している防護標章登録に基づく権利及び申請期間を経過している書換登録（防護標章登録に基づく権利を含む。）についてまで改正法による救済を認めることは、法的安定性を害し適当ではない。このため改正法は、その施行の際、消滅に至っていない商標権、更新登録の出願期間を経過していない防護標章登録に基づく権利及び申請期間を経過していない書換登録から適用することとした。

② 罰則の取扱い（第9項）

前記した存続期間の更新登録、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録、書換登録及び防護標章登録に基づく権利の書換登録に係る行為については、商標法第79条及び商標法附則第28条により詐欺の行為に対する罰則の適用があり得るが、従前の例によることとされるこれらの行為に対する罰則の適用については、改正法の施行により影響を与えぬよう、従前の例によることを明らかにした。